

平成29年度 第8回香取市農業委員会総会議事録

平成29年11月7日

1 1月7日（火）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第7 議案第7号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第9 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第10 報告第3号 軽微な農地改良の届出について
日程第11 報告第4号 廃土処理(公共事業施行)事業届出について
日程第12 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	松 枝 和 夫	2番	越 川 定 勝
3番	富 澤 克 彦	4番	寺 島 美 幸
5番	飯 森 孝	6番	片 野 壽 夫
7番	海 老 澤 武	8番	高 松 多 可 史
9番	鶉 澤 幹 司	10番	林 藤 江
11番	菅 谷 樹 雄	12番	内 山 勝 己
13番	篠 塚 正 悟	15番	伊 藤 は つ 子
16番	高 木 重 樹	17番	伊 藤 寛
18番	栗 林 利 男	19番	大 堀 潔

1. 欠席委員1名、その氏名は下記のとおり

14番 高 木 甚 一

1. 事務局職員出席者

事務局長	篠 塚 和 広	管理班長	高 岡 晃
農地班長	越 川 泰 克	主 査	滑 川 典 文
主 査	高 橋 亮 太 郎		

開会 午後 3時00分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、18名です。

欠席委員は、14番 高木甚一委員でございます。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成29年度第8回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、6番 片野壽夫委員、15番 伊藤はつ子委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第12 報告第5号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成29年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは1ページから8ページで、整理番号は1番から21番です。

1ページの整理番号1番から6ページの整理番号18番までの案件はそれぞれの譲受人が農業経営規模拡大を図るため、整理番号1番が贈与により、整理番号2番から9番および12番から18番が売買により所有権移転を受けるものであり、整理番号10番および11番は賃借権設定を行うものであります。

次に、7ページの整理番号19番および20番は、お互いに耕作の利便を図るため農地の交換を行うものであります。

次に、8ページの整理番号21番は、親子間により贈与を行うものであります。

以上、21件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 林 藤江委員。

10番林委員 去る、10月30日、月曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第2班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は21件であります。

案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第1号 整理番号12番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○ ○委員 退場)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号 12 番について、14 番 高木委員ですが、本日欠席により事務局より意見書の代読をお願いいたします。

事務局 この申請は、譲渡人は農業経営の廃止のため、農地を処分したい意向があり、近隣農家である譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、作付良好な優良農地で、譲受人の自作地に近い通作利便な農地であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

すが、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 1 号 整理番号 12 番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号 整理番号 12 番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○ ○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第 1 号の 1 件を除く 20 件について、審議いたします。

担当委員の意見を伺います。

整理番号 1 番、2 番の 2 件について、1 番 松枝委員。

1 番松枝委員 整理番号 1 番および 2 番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号 1 番は贈与により、2 番については、売買によるものですが譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接している農地を取得し耕作したい意向があり、整理番

号1番および2番の譲渡人と贈与および売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、自作地との一体化により農地利用の向上が図られることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号3番、4番、8番の3件について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号3番および4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号3番および4番については、譲受人が同一であるため一括して説明いたします。

これらの申請は、いずれの譲渡人も農業経営の規模縮小のために、農地を売り渡し譲受人は農業経営の規模拡大を図るため農地を取得するものであり、お互いに協議が整ったため売買を行おうとするものです。

申請地は、譲受人の自作地に隣接し、一団の農地となり耕作条件の向上につながることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は遠隔地に居住し管理ができないため農地を処分したい意向があり、譲受人は経営の安定を図るため、農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

自作農地の隣りに位置し、規模拡大においては効率的なことから所有権移転後は、良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号5番、6番の2件について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号5番および6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号5番および6番については、譲受人が同一であるため一括して説明いたします。

これらの申請は、いずれの譲渡人も農業経営の規模縮小のために、農地を売り渡し農地所有適格法人である譲受人は、農業経営の規模拡大を図るため農地を取得するものであり、お互いに協議が整ったため売買を行おうとするものです。

申請地は、譲受人が現在耕作している農地に近く耕作の利便も良いことから取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、7番について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は本申請地二筆しか所有しておらず、また相続にて取得しており農業経営を行っていないため農地を処分したい意向があり近隣農地所有者である譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地に隣接しており通作利便な農地であることから所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号9番について、12番 内山委員。

12番内山委員 整理番号9番について、石橋推進委員と現地調査等を実施した結果をご説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近接している農地を取得し耕作したい意向があり譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、従前より譲受人が耕作・管理しており自作地との一体化により農地利用の向上が図られることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が実施できるものと考えられます。

なお、譲受人と譲渡人は親戚関係でございます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号10番、11番の2件について、13番 篠塚委員。

13番篠塚委員 整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営の規模縮小のため譲受人は規模拡大のため、賃借権の設定について協議が整ったものであります。

譲受人は、近隣地区農家であり通作に支障がないことから農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号 11 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営の規模縮小のため譲受人は規模拡大のため、賃借権の設定について協議が整ったものであります。

譲受人は、近隣地区農家であり通作に支障がないことから農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号 13 番について、14 番 高木委員ですが本日欠席により事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読いたします。

整理番号 13 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営の廃止のため農地を処分した意向があり、近隣農家である譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、作付良好な優良農地で譲受人の自宅からは通作時間 5 分程度と、利便な農地であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号 14 番について、15 番 伊藤委員。

15 番伊藤委員 整理番号 14 番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接している農地を取得し耕作したい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、自作地との一体化により農地利用の向上が図られることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号 15 番、16 番の 2 件について、16 番 高木委員。

16 番高木委員 整理番号 15 番について、菅谷推進委員と現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

この申請は、譲受人である〇〇〇〇〇〇〇前の農地を〇〇〇〇〇用地として取得したい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものでございます。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇前となることから所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

16番について、菅谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

この申請は、譲渡人は相続で農地を取得したものの〇〇〇〇在住で耕作不可能であるため、農地を処分したい意向があり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇地先に農地を所有・耕作している譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は作付良好な優良農地で、通作時間も15分程度と利便な農地であることから所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号17番、18番の2件について、18番 栗林委員。

18番栗林委員 整理番号17番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接している農地を取得し、耕作したい意向があり譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、従前より譲受人が耕作・管理しており自作地との一体化により、農地利用の向上が図られることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号18番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地と一体化している農地を取得し、耕作したい意向があり譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地を取得することにより、安定的な農業経営ができることから所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号19番、20番、21番の3件について、19番 大堀委員。

19番大堀委員 整理番号19番、20番、関連がありますので一括して上程します。

埧推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

この申請は、お互いに農業経営の合理化を図るため交換により所有権移転するものです。

〇〇氏については、自作地が離れており耕作に不便なため〇〇氏の田と交換することにより自作地が一体化し、〇〇氏は〇〇氏の田と交換することにより自作地がより広く一体化することとなり、お互いに耕作の利便向上が図られるため交換の協議が整ったものでございます。

農地交換後も同様に良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件も満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告終わります。

続きまして、21番について、埧推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、父親が高齢のため農業経営を引退し、後継者である子が一括贈与により所有権移転を受けるものでございます。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第1号の1件を除く20件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号の1件を除く20件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成29年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは9ページで、整理番号は1番から2番です。

整理番号1番、承継を伴う計画変更申請であります。

当初事業計画者が仕事の関係で他の土地へ住むことになったため承継するものであります。

整理番号2番、承継を伴う計画変更申請であります。

当初事業計画者が工事費の増加により、資金調達が厳しくなったため承継するものであります。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 林 藤江委員。

10番林委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は、2件であります。

整理番号1番および2番について、書類等で審査した結果、2件とも当初事業計画者の都合により、新たな事業計画者に承継を行うものでありますが申請の用途に供することの確実性については問題ないとの意見であり、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが〇〇〇〇〇〇の〇〇〇方面に向かい〇〇地先の〇〇〇〇〇〇〇〇の降下の手前〇〇メートルを左折し〇〇メートル行った右側に当たります。

当初の事業計画者は、申請地について、専用住宅用地の許可を受けておりますが、許可後仕事の関係で別の土地へ住むことになったため、承継するとのことでした。

また、申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号2番について、5番 飯森委員。

5番飯森委員 整理番号2番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇号線、〇〇から〇〇〇〇方面へ向かいまして、〇〇〇〇〇手前〇〇メートル位の所を左折し〇〇メートル位行った所の住宅地の中にあります。

当初の事業計画者は、申請地について、建売分譲住宅用地の許可を受けておりますが、許可後、費用増大により融資が見込めなくなったため、承継するとのことでした。

また、申請は、農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成29年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
議案の概要を説明します。

整理番号1番 太陽光発電施設用地とのことでした。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地であります。
以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 林 藤江委員。

10番林委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

整理番号1番について、写真および書類等で審査した結果、申請の用途に供することの確
実性について問題ないとの意見であり、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しま
した。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見ですが、整理番号1番については、私の案件であるので、議
事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読いたします。

整理番号1番につきまして、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

申請地の場所は、○○○○○○○○○○より○○○○を○○○○○○○方面に向かい、
この○○沿いにある○○○○○○○○の○○と○○○○の住宅地の間にあります。

申請人は、○○と住宅の間の遊休農地となっている申請地を有効活用するため、太陽光発
電設備を設置する計画をしたものです。

申請地では、用水の利用はなく、雨水につきましては敷地内自然浸透処理とのことです。

また、切り土、盛り土を行わないので、隣接農地に土砂の流出は発生しないと思われます。

資金計画につきましても適切であると思われることから、本申請は農地法第4条第1項の
要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め、平成29年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。議案の概要を説明します。

ページは11ページから13ページで、整理番号は1番から6番です。

整理番号1番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地であります。

整理番号2番、転用目的は専用住宅用地および駐車場用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地であります。

整理番号3番、転用目的は建売分譲住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、第1種農地不許可例外事由Iの住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

整理番号4番および5番は同一事業であります。

転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地であります。

整理番号6番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地であります。

以上の6件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 林 藤江委員。

10番林委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は6件であります。

整理番号1番から6番について、写真および書類等で審査した結果、申請の用途に供することの確実性については問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、先ほど2号議案の1で説明した案件と同じですので省略します。

譲受人は、現在家族6人で同居しておりますが、手狭となったことと、住環境の改善のため専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、用水は上水道を利用し、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水については、合併浄化槽で浄化後、既設の水路に放流するとのことです。

また、隣接農地にはコンクリートブロック積みを設けることで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、3番 富澤委員。

3番富澤委員 整理番号2番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇を〇〇方面へ向かい〇〇〇〇を右折し〇キロほど行った〇〇〇〇の手前を右折して、そこから〇〇メートル位行った所に〇〇〇〇〇〇〇〇があります。その反対側に位置します。

譲受人は、譲渡人の孫に当たり現在アパート住まいですが、結婚をしたことで手狭になったため、専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地は、用水は敷地内井戸を利用し、雨水は敷地内自然浸透処理をし、汚水・雑排水については合併浄化槽で浄化後、既設の側溝に放流するとのことです。

また、隣接農地については、小堤を設けることで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番について、5番 飯森委員。

5番飯森委員 整理番号3番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所については、先ほど議案第2号にあった場所と同じですので省略します。

譲受人は、周囲が宅地化し耕作不適となった申請地の有効利用および安定した収益を得るため、集合住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、用水は上水道を利用、雨水は浸透枮を設け敷地内処理とし、汚水・雑排水については、合併浄化槽で浄化後、既設の側溝に放流するとのことです。

また、隣接農地には、コンクリートブロック積みを設けることで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番から6番の3件について、16番 高木委員。

16番高木委員 整理番号4番、5番につきましては、関連案件ですので一括して現地調査等を行った結果を申し上げます。

なお、菅谷推進委員と現地調査を行いました。

場所の説明ですけれども、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇方面に向かい、〇〇〇〇〇〇〇〇所の前を通りまして、〇キロ位行った所ですかね、〇〇〇の〇〇〇とありますがその前に入った所の場所です。

譲受人は、再生可能エネルギーへの貢献と安定した収益を得るため、耕作不便で遊休農地となっている申請地へ、太陽光発電設備を設置する計画をしたものであります。

申請地では、用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理とのことです。

また、現在の地形を生かし、隣接農地には土砂流出の被害が出ないように防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号6番について、現地調査等を菅谷推進委員と行った結果を申し上げます。

場所なんですけれども、〇〇〇〇〇〇を〇〇〇方面に行きまして〇〇〇〇〇〇のすぐそばにあります。

譲受人は、再生可能エネルギーへの貢献と安定した収益を得るため、耕作不便で遊休農地となっている申請地へ太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地では、用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理とのことです。

また、隣接農地には、堰堤による土留工事を実施することで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求めらる。平成29年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成 29 年度第 8 次農用地利用集積計画 1 番から 155 番までの申請であります。議案書の 14 ページから 77 ページです。

所有権移転が 3 件で、9,991 m²、このうち田が 6,434 m²、畑が 3,557 m²です。

使用貸借権設定の新規が 1 件で、6,114 m²、田です。

次に再設定が 2 件で、9,096 m²、すべて田です。

賃借権設定の新規が 95 件で、261,746 m²、このうち田が 175,170 m²、畑が 86,576 m²です。

次に再設定が 47 件で、272,001.04 m²、このうち田が 259,935.04 m²、畑が 12,066 m²です。

次に、農地中間管理事業分の賃借権設定の新規 7 件、98,530 m²で、すべて田です。

以上、155 件の第 8 次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 議案第 5 号については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第 5 号 整理番号 34 番について審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番、○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 5 号 整理番号 34 番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号 整理番号 34 番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

同じく、議案第 5 号 整理番号 47 番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○ ○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号47番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号47番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○ ○委員 入場・着席)

同じく、議案第5号 整理番号91番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号91番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号91番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

同じく、議案第5号 整理番号139番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号139番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号139番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の4件を除く151件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の4件を除く151件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の4件を除く151件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に

に対する意見を求める。平成 29 年 11 月 7 日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは 78 ページから 82 ページで、整理番号は 1 番から 7 番です。

賃借権設定の新規が 7 件、98,530 m²、すべて田です。

以上、7 件の農用地利用配分計画については、農地中間管理事業法第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 議案第 6 号については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第 6 号 整理番号 7 番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番、○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 6 号 整理番号 7 番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号 整理番号 7 番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第 6 号の 1 件を除く 6 件について、審議いたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く6件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く6件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 議案第7号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第7号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定による意見について審議を求める。平成29年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは83ページから86ページで、整理番号は1番から8番です。

すべて、農振農用地区域からの除外申請であります。

整理番号1番、事業計画は、太陽光発電施設用地です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

整理番号2番、事業計画は、専用住宅用地です。

農地区分は、第1種農地不許可例外事由Iの集落に接続して設置されるものに該当します。

整理番号3番、事業計画、太陽光発電施設用地です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

整理番号4番、事業計画は、社会福祉施設用地です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

整理番号5番および6番、事業計画はそれぞれ進入路および駐車場用地です。

農地区分は、第1種農地不許可例外事由Iの集落に接続して設置されるものに該当します。

整理番号7番、事業計画は、店舗・倉庫および駐車場用地です。

農地区分は、第1種農地不許可例外事由Iの集落に接続して設置されるものに該当します。

整理番号8番、事業計画は、資材置場用地です。

農地区分は、第1種農地不許可例外事由Ⅰの集落に接続して設置されるものに該当します。
以上、8件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 林 藤江委員。

10番林委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

香取市農業振興地域整備計画の変更に関する案件は、8件であります。

このうち、整理番号3番および7番については、現地調査を実施し、その他の案件については写真および書類等で審査しました。

最初に現地調査案件について、整理番号3番は第2種農地に該当、整理番号7番は第1種農地の例外規定に該当することから転用可能な農地区分であり、また隣接農地への影響等も考えられないことから、特に問題ないと認められました。

次に写真および書類等で審査した案件についても、転用が可能な第1種農地例外規定および第2種農地に該当することから、問題ないとの意見でした。

よって、香取市農政課へ「問題なし」で意見進達するとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇の〇〇方面から〇〇〇方面に向かいまして、〇〇地先の〇〇〇〇の〇〇下を〇〇メートルほど〇〇〇方面に行きまして、一つ目の〇〇を右折し〇〇の〇〇〇下をくぐり〇〇メートルほど行きました所をまた左折して〇〇メートルほど行った左側が現地です。

事業計画者は、再生可能エネルギーへの貢献と安定した収益を得るため、山林の間において耕作不便となっている申請地へ太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

隣接農地所有者の同意もあり、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題ないと判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

しました。

審議のほど、よろしく申し上げます

議 長 整理番号5番について、9番 鶴澤委員。

9番鶴澤委員 整理番号5番につきまして、小倉推進委員と現地調査等を行った結果を申し上げます。

場所ではありますが、〇〇〇〇〇〇〇より〇〇方面に向かい一つ目の〇〇を右折約〇〇キロほど行った道路左側沿いにございます。

事業計画者は、自宅の敷地内に子の住宅を建て、駐車スペースの確保が必要となったため、自宅に隣接した申請地に進入路および駐車場を設ける計画をしたものです。

隣接農地所有者の同意もあり、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断しました。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 整理番号6番について、10番 林委員。

10林委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、地区の中心で第1種農地が入り込んで宅地の中に入り込んだ場所になります。

事業計画者は、妻の実家敷地内に住宅を建てる予定ですが、進入路および駐車スペースの確保が必要なため、隣接した申請地に進入路および駐車場を設ける計画をしたものです。

隣接農地所有者の同意もあり、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断しました。

審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 整理番号7番、8番の2件については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いいたします。

事務局 代読いたします。

初めに整理番号7番につきまして、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

申請地の場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より、〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇〇〇方面に向かい、途中〇〇〇〇〇〇〇の〇〇を左折し、その道を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇方面に向かい、その途中にある〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から約300メートルほど進んだ道路右側にあります。

事業計画者は、現在市内で〇〇〇・〇〇〇事業を営んでおりますが、現在の施設用地の環

境が製品管理に適していないため、居住地に隣接する申請地に店舗、倉庫および駐車場を設ける計画をしたものです。

隣接農地所有者の同意もあり、事業計画各書類とも適切であると思われることから、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題ないと判断しました。

続きまして、整理番号8番につきまして、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

申請地の場所は、整理番号7番の隣接地となります。

事業計画者は、現在市内で〇〇〇〇事業を営んでおりますが、業務拡大による〇〇〇〇を確保するため、居住地に近い申請地に〇〇〇〇を設ける計画をしたものです。

隣接農地所有者の同意もあり、事業計画各書類とも適切であると思われることから、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断しました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

はい、片野委員。

6番片野委員 整理番号7の2と整理番号8の1の地番が同じなんです。

事務局農地班長 農政課からきました香取農業振興地域整備計画が定める除外にかかわる要望書の面積なんですけれども、その土地の所在を見ますと整理番号7番の〇〇〇〇さん、ここに〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、畑208㎡。整理番号8も土地の所在が同じく〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、畑208㎡というふうに土地の所在の記載がありましたので、農政課に確認した方がいいですかね。要望書の土地の所在を見る限りは間違いなく記載がありましたので、そのとおりに記載したんですけれども、農政課の方に確認して委員さんに後日説明します。

農振農用地の除外申請は農政課から上がってくる要望書の一覧を記載していますので、間違いのないものと判断したのですが確認いたします。大変失礼しました。

議長 では、片野委員、それでいいですか。

同じ地番の所の面積が1,038。一応面積的にはありますので、総会上は同じ土地の中うちですから、それで同じ面積がたまたま出たということ。

事務局農地班長 本議案は諮問でございますので、何か指摘があれば意見を持って回答ということで、よろしいでしょうか。

議 長 ほかにありませんか。

ほかにないようですので、質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号についての意見は問題なしとすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号についての意見は問題なしとすることに決定いたします。

◎日程第8 報告第1号から報告第5号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり、農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成29年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、6件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成29年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は38件であります。

報告第3号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。平成29年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件であります。

報告第4号 廃土処理(公共事業施行)事業届出について。下記のとおり廃土処理(公共事業施行)事業の届出があったので報告する。平成29年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は4件であります。

報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成29年11月7日提出、

香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件であります。

以上、報告申し上げます。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時19分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人